

職員の給与の男女の差異の情報公表（大阪府羽曳野市）

令和7年5月30日 公表

特定事業主名：（参考）全部局【令和6年度】

1. 全職員に係る情報

職員区分		男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員		90.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員		89.9 %
	(うち 再任用職員)	99.1 %
	(うち 会計年度任用職員)	99.9 %
全職員		75.8 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.2 %
本庁課長相当職	96.5 %
本庁課長補佐相当職	97.7 %
本庁係長相当職	96.4 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.2 %
31～35年	94.1 %
26～30年	91.4 %
21～25年	87.9 %
16～20年	87.0 %
11～15年	88.2 %
6～10年	89.6 %
1～5年	94.3 %

【説明欄】

扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給していることが多く、扶養手当受給者に占める男性職員の割合は75.3%となっています。

住居手当について、住居の契約者となっている男性職員に支給していることが多く、住居手当受給者に占める男性職員の割合は66.2%となっています。

女性職員に比べて、相対的に男性職員の時間外勤務時間が長く、その分、時間外勤務手当の給与を多く支給しており、超過勤務手当支給額に占める男性職員の割合は73.4%となっています。

特に、勤続年数36年以上の男性職員が定年の段階的引上げにより給料7割水準措置の対象となったことから、比較すると女性職員の給与が高くなっています。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

職員の給与の男女の差異の情報公表（大阪府羽曳野市）

令和7年5月30日 公表

特定事業主名： 羽曳野市長【令和6年度】

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.0 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	84.9 %
全職員	76.5 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.2 %
本庁課長相当職	96.3 %
本庁課長補佐相当職	96.9 %
本庁係長相当職	97.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	102.3 %
31～35年	96.2 %
26～30年	91.3 %
21～25年	87.1 %
16～20年	87.1 %
11～15年	88.1 %
6～10年	89.6 %
1～5年	95.0 %

【説明欄】

扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給していることが多く、扶養手当受給者に占める男性職員の割合は75.2%となっています。

住居手当について、住居の契約者となっている男性職員に支給していることが多く、住居手当受給者に占める男性職員の割合は68.7%となっています。

女性職員に比べて、相対的に男性職員の時間外勤務時間が長く、その分、時間外勤務手当の給与を多く支給しており、超過勤務手当支給額に占める男性職員の割合は72.7%となっています。

特に、勤続年数36年以上の男性職員が定年の段階的引上げにより給料7割水準措置の対象となったことから、比較すると女性職員の給与が高くなっています。

職員の給与の男女の差異の情報公表（大阪府羽曳野市）

令和7年5月30日 公表

特定事業主名： 羽曳野市教育委員会【令和6年度】

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	86.9 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	101.6 %
全職員	76.2 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	96.6 %
本庁課長補佐相当職	101.2 %
本庁係長相当職	97.2 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	94.1 %
31～35年	89.2 %
26～30年	92.6 %
21～25年	89.8 %
16～20年	87.6 %
11～15年	93.1 %
6～10年	89.4 %
1～5年	95.9 %

【説明欄】

扶養手当について、世帯主となっている男性職員に支給していることが多く、扶養手当受給者に占める男性職員の割合は72.7%となっています。

女性職員に比べて、相対的に男性職員の時間外勤務時間が長く、その分、時間外勤務手当の給与を多く支給しており、超過勤務手当支給額に占める男性職員の割合は73.7%となっています。

該当者が存在しない区分、一方の性別の職員が存在しない区分、また、情報公表の対象者が少ない区分については「—」としています。